

2026年6月15日

株主各位

東京都豊島区巢鴨一丁目11番1号  
株式会社CAPITA  
代表取締役 宮田 浩二

### 株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、2026年7月1日（水曜日）付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2026年6月30日（火曜日）と定めましたので公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数については、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年7月1日（水曜日）をもって、当社定款第5条を変更し、10,000,000株増加して、20,000,000株といたします。

以上

---

#### お知らせ及びご注意

- 2026年7月1日（水曜日）をもって、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録されることとなります。
- 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2026年7月下旬にお届出住所宛にお送りする予定です。

#### 本件に関するご照会先

##### 株主名簿管理人

照会先 三井住友信託銀行株式会社  
東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
0120-782-031  
受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）